SCB 海外 Special Report 海外ビジネス相談ニュース Vol.255



信金中央金庫 海外業務推進部

SHINKIN CENTRAL BANK
International Business Division

2024年3月発行

本号の内容

1. 海外トピックス:ベトナム、マレーシア、タイ

2. 特集: 訪日外国人旅行客の動向について

3. 最近寄せられた相談事例(Q&A): インドネシア所在のヴィラ購入

1. 海外トピックス

■ インドネシア:バリ島訪問の外国人観光客に観光税を導入

インドネシアのバリ州政府は、2024年2月14日よりバリ島を旅行する全ての外国人観光客に対し、査証(ビザ)の取得とは別に、「外国人観光客徴収金」として15万ルピア(約1,440円)の徴収を開始しました。徴収した税金は、文化財の保護、環境の保全のほか、廃棄物処理に充てることが予定されています。

= マレーシア: デジタル入国カードの登録義務化

マレーシア政府は、同国へ入国する外国人に対し、2024年1月1日以降、デジタル・アライバルカード (MDAC)の登録を義務化しました。ただし、同国の永住権や MACS 保有者は対象外です。短期での観光や商用目的での入国にあたっては、到着の3日前より入国管理局のウェブサイトにて、パスポート情報等を登録する必要があります。

ョタイ: 30日以内の滞在について商用ビザを免除

タイ政府は 2024 年 1 月 1 日より、2026 年 12 月 31 日を期限とする、日本人が商用目的でタイを訪れる場合、30 日以内であればノンイミグラント B (商用ビザ)の取得が免除となる特別措置を開始しました。この措置により、セミナー・商談会の開催をはじめ、業務目的の活動(現地での就労は不可)が 30 日以内であれば可能となっています。

2. 特集: 訪日外国人旅行客の動向について

日本政府観光局(以下「JNTO」という。)の発表によると、2023年の訪日外国人旅客数は約2,507万人と、新型コロナ禍前の2019年比約80%の水準まで回復しました。

本稿では、新型コロナ禍後の訪日旅客について、以前と比べどのような変化があるのか、また特徴があるのかを解説します。

(1) 訪日旅客動向

新型コロナ前後での訪日旅客について最も大きな変化は、中国からの旅客が大幅に減少したことです。昨年8月、中国政府が個人旅行客に限っていた海外旅行を、団体旅行客についても解禁したことで、コロナ禍前までの水準に戻ると期待されていましたが、ALPS 処理水の海洋放出に対して中国政府が抗議の姿勢を見せたこともあり、回復には程遠い状況になっています。

一方で、韓国、米国、ベトナム、シンガポールからの旅客数がコロナ禍前の 2019 年よりも増加しています。そのため 2023 年 12 月単月の訪日旅客数は、2019 年同月比 + 8%と、新型コロナ禍前を上回っています。

(2) 訪日旅客の行動について

イ. 滞在日数について

観光庁は、定期的に訪日外国人の滞在日数と消費額を発表しています。新型コロナ禍前後で、どのような変化があるかをまとめたのが図表1です。

図表 1 新型コロナ禍前後の訪日外国人旅行客の滞在数と消費額動向

国・地域		2019年			2023年							
		滞在日数	滞在時平均消	消費額/日	滞在日数	滞在時平均消	消費額/日					
		(目)	費額(円)	(円)	(日)	費額(円)	(円)					
	全体	6.1	155,293	25,458	6.9	203,613	29,509					
アジア	韓国	3.3	68,605	20,789	3.6	101,398	28,166					
	中国	5.9	211,630	35,870	7.4	285,489	38,580					
	台湾	5.2	114,039	21,931	5.8	179,156	30,889					
	香港	5.6	156,462	27,940	6.5	227,339	34,975					
	タイ	5.7	124,135	21,227	6.5	191,541	29,251					
	ベトナム	5.4	144,996	26,851	6.0	208,214	34,702					
	シンガポール	8.0	189,832	23,729	9.1	293,101	32,209					
欧米	米国	9.4	203,007	21,596	11.0	325,217	29,565					
	英国	11.5	252,141	21,925	13.8	376,951	27,315					
	フランス	14.5	256,579	17,695	15.9	332,526	20,914					
	豪州	12.9	260,387	20,185	13.9	359,073	25,833					

(出所) JNTO 資料より信金中央金庫作成

傾向として、滞在日数が伸び、結果として1日あたりの消費額も増加していることが読み取れます。地域別では、欧米からの旅行客の滞在日数が概ね1.5~3日伸びています。これは、新型コロナ禍前に比べ、燃料価格(米ドル建て)が上昇して

いるため航空券代金が高くなり、旅客が1回における旅程を伸ばす傾向にあること、 以前よりも円安になっていることが背景であると考えられます。

イ. 消費動向について

1日あたりの消費額を国・地域別で示したのが図表2です。

図表 2

		1日あたり					
		消費額	宿泊費	飲食費	買物代	交通費・ 娯楽費等	滞在日数 平均
全体平均		29,509	10,108	6,682	7,935	4,783	6.9
アジア	韓国	28,166	9,113	7,737	7,289	4,028	3.6
	中国	38,580	10,974	7,081	15,855	4,669	5.8
	タイ	29,468	9,036	6,609	8,474	5,349	6.5
	ベトナム	34,702	10,029	6,858	12,588	5,228	7.4
	台湾	30,889	8,659	6,734	10,974	4,521	6.5
	香港	34,405	10,614	8,168	10,710	4,914	9.1
	シンガポール	32,209	11,617	6,884	8,542	5,166	6.0
欧米	米国	29,565	12,697	6,541	4,735	5,591	13.8
	英国	27,315	12,124	5,721	4,106	5,365	15.9
	フランス	20,914	8,846	4,566	3,405	4,096	11.0
	豪州	25,833	10,495	5,796	4,016	5,526	13.9

(出所) JNTO 資料より信金中央金庫作成

宿泊費や交通費・娯楽費等については、各国・地域で大きな差はありません。一方、1日あたりの消費額で、買物代について、欧米からの旅行客は全体平均よりも比べ低くなっているほか、飲食費についても、欧米からの旅行客は全体平均より低い状況です。

(3) 今後の展望

2023年の訪日旅客統計を分析すると、新型コロナ禍前とは異なる状況になっていることが読み取れます。2024年についても昨年と同水準での訪日旅客数が見込まれており、傾向等をしっかりと分析することが必要です。

信金中金では専門家紹介をはじめとした訪日旅客誘致(インバウンド)に関するご相談にも対応しています。本稿に関するご質問のほか、ご相談事項があれば、お取引のある信用金庫までご連絡下さい。

3. 最近寄せられた相談事例

- Q 取引先企業が、福利厚生施設としてインドネシア・バリ島にあるヴィラを、日本法人またはインドネシア現地法人のどちらかで購入したいと考えています。現地における規制と留意点を教えてください。
- A インドネシアでは、外国人が既存のヴィラを購入する場合、土地に関する使用権を購入することが一般的です。インドネシアの法令に基づき設立された法人(インドネシア現地法人)であれば、ヴィラを購入できますが、非居住者である日本法人は購入できません。購入にあたっては、権利関係の確認を行うこと、また購入時および購入後管理に関する税務に留意する必要があります。

1. インドネシアにおける土地所有について

インドネシアでは、土地はインドネシア国民のみが所有できます。外資が土地を利用するためには主に次の関連する権利を取得することになります。双方とも抵当権設定、譲渡が可能です。

- ・ 建設権 (HGB: Hak Guna Bangunan) 土地の上に建物を建設・所有する権利で、期間は最長 30 年であるが、期間満了時 に更新可。インドネシア人、インドネシア法令によって設立された法人(外資の 現地法人含む)が取得可能。非居住者は不可。
- ・ 使用権(HP: Hak Pakai)
 国・個人が所有する土地を開発、利用する権利で、期間は最長 25 年。期間満了時に更新可。インドネシア人、インドネシア法令によって設立された法人(外資の現地法人含む)およびインドネシア居住外国人が取得可能。非居住者は不可。

2. 留意点

インドネシアの不動産登記制度は、一般に公開されていないため、土地の権利関係 を把握するのに時間がかかります。そのため取引は慎重に行う必要があります。

ヴィラなどを従業員の福利厚生用として取得した場合、取得後の減価償却費等は税 務上の費用として計上可能ですが、要件などがあるため、詳細は現地専門家に相談す ることを推奨します。

本内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

<編集·発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

http://www.shinkin-central-bank.jp/

Tel: 03(5202)7674 Fax: 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。 また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が 正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。